行政コスト計算書について

1 行政コスト計算書の体系

行政コスト計算書とは、説明責任、透明性の観点から、首都高速道路公団の特性を捨象し、首都高速道路公団が民間企業として活動を行っていると仮定した場合の財務書類です。まず、企業会計原則に準拠した会計処理による民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書等を作成し、民間企業仮定損益計算書に計上された費用から自己収入を控除し、これに政府出資金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出しています。

[行政コスト計算書の体系] 行政コスト計算財務書類

行政コスト計算書

(添付) • 民間企業仮定貸借対照表

• 民間企業仮定損益計算書

・キャッシュ・フロー計算書

民間企業仮定損失処理計算書

• 附属明細書

連結行政コスト計算書

(添付)・民間企業仮定連結貸借対照表

民間企業仮定連結損益計算書

・連結キャッシュ・フロー計算書

民間企業仮定連結剰余金計算書

• 連結附属明細書

2 民間企業仮定財務諸表について

首都高速道路公団では、平成16年7月2日に企業会計原則に準拠した会計処理による財務諸表(平成15年度民間企業並財務諸表)を公表しており、行政コスト計算書の作成に当たっては、この民間企業並財務諸表を行政コスト計算財務書類における民間企業仮定財務諸表として整理しています。なお、平成14年度は取得原価による民間企業並財務諸表によって整理していたので、道路事業資産の評価方法及び消費税の会計処理方針が異なるものとなっています。

民間企業仮定財務諸表の主な計数は以下のとおりです。

· 資本計(民間企業仮定貸借対照表)

11,033億円

· 当期損失(民間企業仮定損益計算書)

75億円

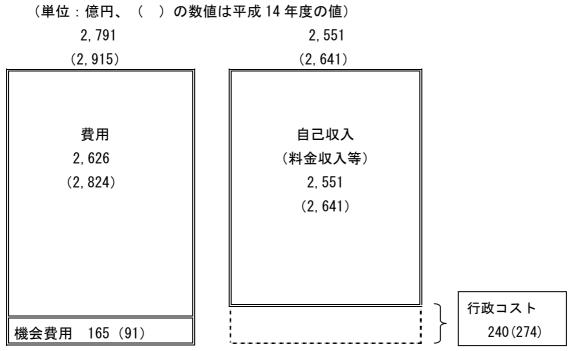
・営業活動によるCF(キャッシュ・フロー計算書)

1,053億円

3. 行政コストの算出

民間企業仮定損益計算書に計上された費用から自己収入を控除し、これに政府出資金 等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出しています。

図1 行政コスト計算書



- ※ 機会費用:政府等出資金残高に10年もの国債利回りを乗じたコストなど
 - (注)単位未満四捨五入のため、合計とは端数において合致しないものがあります (次頁以降も同じ)。

上記のとおり、道路減価償却費を含む総費用に機会費用を加えた額は、自己収入を上回っており、平成15年度の首都高速道路公団の行政コストは240億円となっていますが、これは、平成5年度以降、レインボーブリッジ、中央環状王子線等大規模な投資を行った路線が次々と供用したことに伴い、道路の減価償却費もまた大きなものとなったことによるものです。

なお、政府・地方公共団体の出資金は、適正な料金水準の確保のため、借入金の金利 負担を軽減することを目的に充当されているものです。

また、有料道路事業により良質のインフラ資産が形成されるとともに、その整備に伴って大きな経済効果その他都市再生等に資する各種の効果が創出されることにも留意する必要があります。

- ・首都高速道路ネットワークのもたらす直接的経済効果は走行時間の短縮、走行経費 節減、交通事故の減少による便益があり、年間約2.2兆円と推計されます。
- ・首都高速道路の1日当たりの利用交通量は112万台、利用者数は、約200万人 に達しており、東京都市圏において輸送される貨物の4割を担っています。また、
 - 二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量削減等環境改善に寄与しています。

4 子会社・関連会社の取扱い

(1)子会社・関連会社の判定

行政コスト計算書作成指針に従い、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平成 10 年 12 月 8 日 日本公認会計士協会監査委員会報告第 60 号)を基準として、子会社・関連会社を判定しています(取引高等は平成 16 年 3 月期、役員は平成 16 年 3 月末時点の状況により判定)。

なお、首都高速道路公団が議決権を所有している会社はありません。

①子会社の判定

首都高速道路公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者(※)が、過半数の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 首都高速道路公団のOB等が取締役会等の構成員の過半数を占めている
- b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する(重要性については、売上高に占める首都高速道路公団との取引高の割合が50%以上で判定)
 - a) 0社(4社)
 - b) O社(4社)

計 0社(4社) (重複除き・()内は平成14年度)

②関連会社の判定

首都高速道路公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者(※)が、20%以上の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a)首都高速道路公団のOB等が代表取締役、取締役等の役職に就任している
- b) 重要な営業上又は事業上の取引がある(重要性については、売上高に占める首都高速道路公団との取引高の割合が30%以上で判定)
 - a) 8社(9社)
 - b) 6社(8社)

計 8社(9社) (重複除き・()内は平成14年度)

(注)会社の統合・営業譲渡等に伴い緊密な者が変更となったこと及び株式の異動があったことから、 結果として、子会社はO社(4社減)、関連会社が8社(1社減)となったものである。

※「緊密な者」の判定

- ・OB等が、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている 会社
- ・OB等が、代表権のある役員として派遣されており、かつ、取締役会その他 これに準ずる機関の構成員の相当数 (30%~50%) を占めている会社
- ・首都高速道路公団との間の営業取引契約に関し、首都高速道路公団に対する 事業依存度が著しく大きい会社(売上高に占める首都高速道路公団との取引 高の割合が50%以上で判定)

首都高速道路公団の子会社及び関連会社

			子:	会社※	(1
NO	会社名	区分	ア)	イ) a)	イ)
	該当なし				

			関連	会社	% 2
NO	会社名	区分	ア)	イ) a)	イ)
1	(株)アーハ゛ンロート゛ サーヒ゛ ス	料金		0	
2	㈱イーストワン	料金		0	
3	㈱エフイージー	料金		0	0
4	ケイウエル(株)	料金		0	0
5	㈱とうさい	料金		0	0
6	㈱トーワン	料金		0	0
7	ユニ(株)	料金		0	0
8	神奈川ハイウェイトラフィック(株)	交通		0	0

[区分]

料金:主として料金収受業務を行っている会社 交通:主として交通管理業務を行っている会社

- ※1 子会社の判定項目について
 - ア) 首都公団が議決権の50%超を所有する会社
 - イ) 首都公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある 者が、過半数の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社
 - a) 首都公団出身者が取締役会等の構成員の過半数を占めている
 - b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する (重要性は売上高に占める首都公団との取引高の割合が50%以上で判定)
- ※2 関連会社の判定項目について
 - ア) 首都公団が議決権の20%以上(50%以下)を所有する会社
 - イ) 首都公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある 者が、20%以上の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社
 - a) 首都公団出身者が代表取締役、取締役等の役職に就任している
 - b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する (重要性は売上高に占める首都公団との取引高の割合が30%以上で判定)

首都高速道路公団の関連会社(8社)の概要

1. 関連会社

関連会社の主な業務内容は、料金収受業務、交通管理業務となっています。

子会社 0社

関連会社 8社

計 8 社

平成 14 年度

子会社4社、関連会社9社

計13社

なお、8社のうち、首都高速道路公団が出資している会社はありません。

2. 関連会社の概要(平成15年度)

(1) 当期損益の合計

0.4億円(1社平均 0.06億円)

(2) 剰余金の合計

17億円(1社平均 2.1億円)

③ 売上高に占める首都高速道路公団との取引額

66億円中 65億円(98%)

(4) 首都公団出身者が社長に就任している会社

8社中 4社(50%)

(5) 首都公団出身の取締役数

34人中 16人(47%)

平成 14 年度(子会社を含む)

当期利益

1.3 億円(平均 0.1 億円)

剰余金

30 億円 (平均 2.3 億円)

売上高中の首都公団取引高

117 億円中 108 億円(92%)

首都公団出身が社長の会社

13 社中 11 社 (85%)

首都公団出身の取締役

49 人中 25 人 (51%)

関連会社について

これらの会社には、首都高速道路公団との資本関係はない。

	その他財務諸表項目	(百万円)	当期制余金	描述	13 122	81 438	10 10	7 406	7 7	22 577	18 18	4 112	1,690	6 211
	その他財		松常	損益	09	176	39	23	18	22	20	14	114	14
	2	(E	の取引額	另	100.0%	99.3%	%2.66	99.2%	99.4%	%6.86	%2.66	82.6%	%2'.26	
	売上の状況	売上高(百万円	うち公団との取引		229	702	632	1,328	202	1,317	971	794	6,480	810
		祀			229	707	634	1,339	510	1,332	974	906	6,631	829
	資本の状況		資本金	(百万円)	20	22	30	34	30	40	30	20	226	28
		7	出身者	比科	50.0%	40.0%	40.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	47.1%	
		取締役数(人	うち公団出身者		2	2	2	2	2	2	2	2	16	2
		取			4	5	5	4	4	4	4	4	34	4
	状況	$\overline{}$	うち公団出身者	比率	40.0%	28.6%	28.6%	40.0%	40.0%	33.3%	33.3%	40.0%	34.8%	
	役員の状況	役員数(人)	うち公団		2	2	2	2	2	2	2	2	16	2
		次			5	7	7	5	5	9	9	2	46	9
		公団出身	者が代表 者が社長										4	
310,00		有田田公 有田田公	者が代表	取締役									9	
ロゴこの具作所			主な業務概要		料金収受業務	料金収受業務	料金収受業務	料金収受業務	料金収受業務	料金収受業務	料金収受業務	交通管理業務	8社	
ctios Saticas, 目即同还但由스러드아웃수(되었)으로 '			会社名		(株)アーバンロードサービス	ストワン	ージー	7(株)	11	ン		神奈川ハイウェイトラフィック(株)	関連会社 計	(1社平均)
ないこうし			,, ,		(株)アー/	(株)イーストワン	(株)エフィージー	ケイウエル(株)	(株)とうさい	(株)トーワン	ユニ(株)	神奈川八	_	
נ			Š		_	2	က	画 4	√1	9	在 7	∞		
						01-1	-		×14	. 1	· -			i

平成15年度において、子会社は存在せず。

数字は平成16年3月期決算。また、役員の状況は平成16年6月末現在。

No.3(株) エフイージーは、 H15.8.26~H16.3.31で計上。No.5(株)とうさいは、 H15.8.18~H16.3.31で計上。No.7ユニ(株)は、 H15.6.6~H16.3.31で計上。

(2) 連結に係る会計処理

「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づき、「連結財務諸表原則(平成9年6月6日企業会計審議会)」及び「同注釈」に従い、会計処理を行っています。

関連会社8社について持分法を適用していますが、首都高速道路公団はいずれの関連会社にも出資していないため、首都高速道路公団に帰属する関連会社の利益金はなく、連結当期損益に反映されません。(連結財務諸表の数値に影響を与えません。)

連結に伴う専門用語

【持分法】

関連会社が計上した利益又は損失のうち、親会社の持分比率に相当する部分を、親会社(首都高速道路公団)の貸借対照表に計上している関連会社への投資残高に加減する方法のことです。持分法によって、関連会社の業績が親会社の財務諸表上に反映されます。

しかし、首都高速道路公団はいずれの関連会社にも出資していないため、連結財務諸表の 数値に影響を与えません。

5 関連公益法人等の取扱い

(1) 関連公益法人等の判定

関連公益法人等については、行政コスト作成指針に従って、該当する法人等を 判定し、附属明細書において、業務内容、首都高速道路公団との関係、役員の氏 名、総売上高と首都高速道路公団の発注高、決算財務諸表等の関係情報をディス クローズしています。

- ①役員のうち、首都高速道路公団の出身者の占める割合が 1/3以上
- ②売上高に占める首都高速道路公団の発注額が1/3以上
 - ①1法人(1法人)
 - ②3法人(2法人)

計3法人(3法人) (重複除き・()内は平成14年度)

(2) 関連公益法人の子会社の判定

①または②に該当する関連公益法人が議決権を所有しないものの、人事、取引 等において緊密な関係にある者が過半数の議決権を所有し、かつ、関連公益法人 出身者が取締役会等の構成員の過半数を占めている会社

該当なし(該当なし) (()内は平成14年度)

(3) 関連公益法人の関連会社の判定

①または②に該当する関連公益法人が議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係にある者が20%以上の議決権を所有し、かつ、関連公益法人出身者が代表取締役、取締役等の役職に就任している会社

該当なし(該当なし) (())内は平成14年度)

NO	会社名	豆八	関連公益	法人 ※1
NU	会任名 	区分	ア)	イ)
1	財首都高速道路技術センター	調査		0
2	財首都高速道路補償センター	調査		0
3	社首都高速サービス推進協会	調査	0	0
4	財首都高速道路協会※2	管理		
	4法人計		1	3

[区分] 調査:主として調査研究業務を行っている公益法人

管理:主として道路の高架下用地の管理業務を行っている公益法人

※1 関連公益法人について

- ア)役員のうち、首都公団出身者の占める割合が1/3以上
- イ) 売上高に占める首都公団の発注額が1/3以上

関連公益法人について

					役員	役員の状況			V _I m/	資本の状況	_	収入の状況	兄	その他財影	その他財務諸表項目
			公団出身	役員	役員数(人)	_	插	理事数(人)		資本金	**	事業収入(百万円	5円)		(百万円)
2	0.	主な業務概要	者が代表	ιC	うち公団出身者	十号者	11,	うち公団出身者	是 是 是	(百万円)		うち公団と	うち公団との取引額	当期正味	正味財産
			和			比極			比科				比棒	財産増減額	
_	(財)首都高速道路技術センター	道路に関する技術的な調査研究業務		10	က	30.0%	6	3	33.3%	150	5,324	4,841	%6.06	27	208
7	(財)首都高速道路補償センター	用地補償関連業務		10	2	20.0%	80	2	25.0%	120	1,428	1,045	73.2%	21	144
က	(社)首都高速サービス推進協会	広報業務		14	8	57.1%	12	9	20.0%	20	655	285	43.5%	24	278
4	(財)首都高速道路協会	休憩施設等運営業務		13	က	23.1%	11	8	27.3%	150	2,731	535	19.6%	23	831
	公益法人 計	4社	4	47	16	34.0%	40	14	35.0%	470	10,138	902'9	66.1%	95	1,961
	(1社平均)			12	4		10	4		118	2,535	1,677		24	490

数字は平成16年3月期決算。また、役員の状況は平成16年6月未現在。「収入の状況」での他財務諸表項目」の計数は、百万円未満を四捨五人。